

# 減らそう！資源物の持ち去り！

～資源物の持ち去り行為の抑止にご協力をお願いします～

## 資源物の持ち去り行為が多発しています

市民の皆さんが、ごみの集積所に出していただいた、新聞紙等の資源物について、市は回収後リサイクル業者に売払い、様々なごみ処理費用の財源としています。近年、これら集積所に出された資源物が第三者により持ち去られる行為が後を絶ちません。

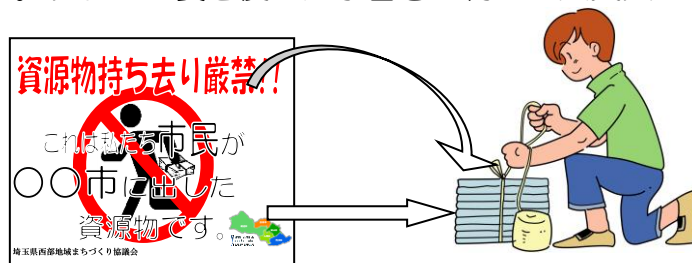
飯能市・狭山市・入間市・日高市・所沢市の5市では、これまでもパトロールの実施や看板の設置などの対策を実施してきましたが、さらに持ち去り行為を抑止するため、意思表示紙を作成しました。

## 意思表示紙とは？

意思表示紙とは、新聞紙などに張り付ける、又は挟んで出すことによって、皆さんが市に出したことが明確になり、持ち去り行為の抑止に効果を発揮するものです。

## 使い方

意思表示紙を新聞紙などの最上部と、可能であれば、中間あたりに入れて縛ってください。チラシの裏を使った手書きの物でも大丈夫です！



持ち去り行為を目撃したら、下記までご連絡をお願いします

市	市の担当課	管轄警察署
飯能市	廃棄物対策課 042-973-1166	飯能警察署 042-972-0110
狭山市	奥富環境センター 04-2953-2831	狭山警察署 04-2953-0110
入間市	総合クリーンセンター 04-2934-5546	
日高市	環境課 042-989-2111(代)	飯能警察署 042-972-0110
所沢市	資源循環推進課 04-2998-9146	所沢警察署 04-2996-0110

